装官人第５９００号
令和５年３月３１日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛装備庁に勤務する自衛隊法施行規則第４４条第５項若しくは第６項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第９条第３項若しくは第７項適用隊員の勤務時間等に関する取扱いについて（通知）

標記について、別添のとおり制定されたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

標記について、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第４３号）第１３条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６５号）第１９条の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和５年４月１日から実施することとしたので通知する。

なお、防衛装備庁に勤務する自衛隊法施行規則第４４条第５項若しくは第６項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第９条第３項若しくは第６項適用隊員の勤務時間等に関する取扱いについて（装官人第５５６８号。２８．３．３１　）は、令和５年３月３１日をもって廃止する。

添付書類：別紙

別紙

防衛装備庁に勤務する自衛隊法施行規則第４４条第５項若しくは第６項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第９条第３項若しくは第７項適用隊員の勤務時間等に関する取扱い

（勤務時間の割振り等）

第１　自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号。以下「規則」という。）第４４条第５項若しくは第６項又は自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６５号。以下「自衛官訓令」という。）第９条第３項若しくは第７項適用隊員に係る勤務時間の割振り又は日課の定め（以下「フレックスタイム制適用隊員」という。）については、規則、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第４３号。以下「事務官等訓令」という。）、自衛官訓令等の規定に基づき、防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施について（装官人第４６号。２７．１０．１）第１第１項に規定する所属長が行うものとする。

（最短勤務時間数及びコアタイム）

第２　フレックスタイム制適用隊員の最短勤務時間数については、別表の隊員区分に応じ、それぞれ同表の１日の最短勤務時間数の欄に掲げる時間とする。

２　フレックスタイム制適用職員のコアタイムについては、別表の隊員区分に応じ、それぞれ同表のコアタイムの欄に掲げる時間とする。

（標準勤務時間及び標準休憩時間）

第３　フレックスタイム制による勤務時間の割振り又は日課の定めの基準等について（防人計第７４９２号。５．３．３１。以下「人事教育局長通知」という。）の第１第８項第２号に規定する標準勤務時間は、午前９時３０分から午後６時１５分までとする。

２　人事教育局長通知第１第１９項第６号に規定する標準休憩時間は、正午から午後１時までとする。

（休憩時間）

第４　フレックスタイム制適用隊員の月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、別表の隊員区分に応じ、それぞれ同表の休憩時間の欄に掲げる時間とする。

（申告等の手続）

第５　規則第４４条第５項若しくは第６項又は自衛官訓令第９条第３項若しくは第

７項の適用を受けようとする隊員は、人事教育局長通知別紙第２から別紙第８に定める申告・割振り簿等より、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ定める期日までに申告等するものとする。

(1)　規則第４４条第５項又は自衛官訓令第９条第３項の規定に基づく申告を行う隊員　単位期間の開始日の前日から起算して原則２週間前まで

(2)　規則第４４条第６項又は自衛官訓令第９条第７項の規定に基づく申告を行う隊員　単位期間の開始日の前日から起算して原則１日前まで

（調整）

第６　第５の申告・割振り簿を作成した隊員については、防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施の運用について（装官人第１８６号。２７．１０．１）第１第１項の勤務時間割振計画表を作成しないことができる。

（委任規定）

第７　この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関して必要な事項は人事官が定める。

別表（第２及び第４関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">隊員区分</th><th rowspan="2">１日の最短勤務時間数</th><th colspan="2">勤務時間及び日課</th><th rowspan="2">休憩時間</th><th rowspan="2">休養日及び週休日</th></tr>
<tr><th>コアタイム</th><th>フレキシブルタイム</th></tr>
<tr><td>一般職員</td><td>２時間</td><td>1300～1500</td><td rowspan="3">0500～2200</td><td rowspan="3">おおむね毎４時間の連続する正規の勤務時間の後に置くこと。</td><td rowspan="2">日曜日及び土曜日</td></tr>
<tr><td>研究職等職員</td><td>２時間</td><td>1300～1500</td></tr>
<tr><td>育児介護等職員</td><td>２時間</td><td>1300～1500</td><td>日曜日及び土曜日。
申告がある場合は上記以外に１日。</td></tr>
</table>

備考

１　一般職員とは、次項及び第３項に規定する隊員以外の隊員をいう。

２　研究職等職員とは、事務官等訓令第２条第９項の適用を受ける隊員をいう。

３　育児介護等職員とは、事務官等訓令第２条第１４項及び自衛官訓令第７条の適用を受ける隊員をいう。

４　所属長は、隊務の運営並びに隊員の健康及び福祉を考慮して支障がないと認めるときは、連続する正規の勤務時間が６時間３０分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。